

ID: 199

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第17条第2項		
例規番号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第十七条 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(指定納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日